**令和８年（フ）第３３６号**
福岡市西区横浜２丁目５番１－406号　ビレッジハウス今宿
破産者　ＯＮ　ＴＨＥ　ＲＯＡＤこと　田代　浩
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第６９２号**
福岡市博多区博多駅南５丁目30番27－501号　サンライフ博多壱番館、前住所愛知県春日井市石尾台３丁目12番地９
破産者　松本　絢江
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第５４６号**
代替住所Ａ（旧住所長崎県佐世保市上柚木町1118番地）
破産者　山下　　恵（旧姓園田）
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和７年（フ）第１９２４号**
福岡県久留米市藤光町925番地802
破産者　境　　広司
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和７年（フ）第２２０８号**
福岡市早良区有田４丁目１番45－403号　ＡＬＬＣＯＭＳ有田
破産者　北崎　高志
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第３５６号**
福岡県糸島市篠原東三丁目15番10号
破産者　チャベスアイバン（ＣＨＡＶＥＺ　ＡＩＶＡＮ　ＤＥＬＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ）
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第７１３号**
福岡市博多区中洲５丁目４番６－805号　リバーフェイス博多
破産者　石野　武宏
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９５号**
東京都町田市大蔵町5007番地11　ＨＹ’ｓ　ＴＳＵＲＵＫＡＷＡ　301、申立時の住所埼玉県草加市氷川町2156番地５　リブリ・ブリリアント205号
破産者　中嶋　風夜
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第２２４３号**
愛知県愛西市町方町彦作堤外１番地71
破産者　横山　伸悟
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第３２０７号**
名古屋市緑区桶狭間森前2330番地
破産者　奥　　光雄
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第３３５５号**
愛知県春日井市白山町１丁目27番地　高蔵寺ガーデンスクエア1508号
破産者　Ｃｅｌｅｓｔｅ　Ｓ．Ｐ．Ａこと　樋口　秀美
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１８号**
愛知県安城市今池町３丁目11番47号、開始決定時の住所名古屋市北区上飯田北町３丁目１番地の７
破産者　永友　達也
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第３４５号**
名古屋市中村区八社２丁目98番地　ドミール八社202号室、従前の住所名古屋市中村区太閤１丁目７番７号
破産者　山元　雄太
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第７４２号**
愛知県あま市篠田虱掛16番地１　木田ハイツ106号
破産者　須田早百合
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第５５６４号**
大阪市都島区毛馬町２丁目３番８－203号
破産者　越替　拓未
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５７６号**
大阪市港区築港４丁目５番１－701号、前住所京都市伏見区納所和泉屋13番地13
破産者　羽瀬　康和
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第４３１号**
和歌山県有田市千田13番地の６
破産者　ヒーコこと　堺　　信二
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第７４号**
和歌山県有田市港町842番地１
破産者　新谷　真敏
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係